

平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

平成 29 年 7 月 25 日

- 1 平成 29 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

平成 29 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	26 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	25 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	24 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	22 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、特に非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを重視し、名目 GDP 成長率は前年に比べ低下したものの、賃金改定状況調査結果第 4 表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における非正規雇用労働者及び中小企業の正規雇用労働者の賃金上昇率など賃金に関する指標が全般的に上昇傾向にあること、影響率は上昇している一方、雇用者数等については増加傾向にあること、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条第 3 項及び平成 29 年全員協議会報告の 3（2）に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）及び 4（3）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

(4) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が今年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。